

第4回団体自治検討部会

- 1 と き 平成22年9月8日（水）午後7時～9時15分
- 2 と ころ 生涯学習まちづくりセンター女性コーナー
- 3 出席者 部会長、委員4名、事務局
- 4 協議内容

(1) 前回のおさらい

- ・ 法令遵守やコンプライアンス制度については、行政側がどういう意向を持っているか確認してから本日再度検討することになっています。内部で調整した結果、当然必要であるという考えはありますが、これができることによるマイナスの部分も若干懸念されます。そういうところも踏まえた上で検討していただきたい。

部会長⇒ 法令遵守やコンプライアンス制度について、行政側の意見としては必要と思うということですか。

事務局⇒ そうです。

部会長⇒ 自治基本条例本体では、例えば「法令を遵守する。」と一般規定で置いておいて、例えば「コンプライアンスシステム等については別に定める。」などの委任規定にしておく方がよい。それも条例ではなく、市長が別に定める規則規定にしてもいい。市長が別に定める場合は、行政職員だけを拘束するわけで、条例となると今度は、市長部局だけではなく、その他の執行機関全部を拘束します。

繋ぎは法規の担当と相談してもらえばいいのですが、自治基本条例本体の方で、行政職員においては、法令を適用するのか、執行機関の中の市長部局だけを拘束するのかで違いが出てきます。条例規定なら教育委員会、監査委員、選挙管理委員会全部を拘束するので、その辺も検討しておいてください。

自治基本条例本文ではざっくりとした言い方でもいいと思います。法令遵守規定は当然のごとくあるが、さらに突っ込んでコンプライアンス・公益通報制度まで踏み込んでいくかどうかについては行政側に預けます。

- ・ 参画と協働の制度については、市民自治検討部会で検討することになっていますが、団体自治検討部会の方からどういう制度を用意するかという見方もできることから、当部会でも検討いただく方がいいのではないかと思います。

(2) ワークショップ

I 参画と協働について

部会長⇒ 参画と協働が自治基本条例の原則だと思いますが、これを原則で謳うだけでなく、具体的に制度化することになると思います。本体条文の中では、「参画と協働に関しては別にこの制度を定める。」という言い方もありますし、ある程度各条項ごとに代表的なものを規定する方法もあります。

参考資料の守山市の事例がうまく書かれています。【市民参画の時期】で「政策や施策の企画立案段階」「政策や施策の実施段階」「政策や施策の評価段階」の3段階的に実施しています。どのステップであっても市民は参画できるということです。協働という言葉は、政策や施策の実施段階だけを指しているというイメージが強かったのですが、実は企画立案も協働、評価も協働だという解釈が最近一般的になってきています。参画＝協働というのが最近の考え方です。

委員⇒ いかにも参画ですよという感じで大上段に構えて、市民も身構えてするのではなく、自然に参画ができるんだという風にできないかと思います。守山市のようにさりとした中に、実際に参画するんだということがうまく取り入れられたらと思います。

委員⇒ 市民参画の方法のところで、今日のような会議にも参加していない人なら、これを見た時に自分にでもできると思えるものがあまりないような気がしました。

委員⇒ 市民を全部引き込んでいくための具体的な取組は、市民の意識が熟成していない段階では、市の力がすごく必要だと思います。

西脇市の参画と協働のガイドラインの概要版を見たときに、これのできたのは平成17年ですから、どれだけ具体的に市民に対して、市の方が働きかけをされたのかと思います。

委員⇒ 制度なのでしっかりと謳っておかないといけないが、運用していく段階では非常に難しいと思います。

部会長⇒ 概要版4Pの具体的な取組ですが、「市民活動の支援」の②-①市民活動の助成制度を教えます。(2)助成制度の情報提供を行います。(3)まちづくり基金の創設を進めます。③市民活動への相談や支援を進めます。③-②NPO活動や法人の設立・運営への支援を進めます。「市政への市民参画・協働」の②-②市民と行政の協働による事業実施や市民団体への事業委託を推進します。「まちづくりへの体制づくり」の①-②市民によるまちづくり支援組織を育成します。この辺りは具体的にどこまで進んでいますか。市民活動の助成制度は整っていますか。

事務局⇒ 市としては地区からのまちづくりを中心に進めており、地区のいわゆるまちづくり協議会やまちづくり委員会などの組織へ従来は定額の補助をしていました。それをプレゼン方式にし、要望に対してそれぞれ項目ごとに最高で10/10までの補助率で助成していく制度に平成19年度から変えました。また、グループ活動に対しては、まちづくり活動支援事業で、1/2、10万円を上限に書類審査で助成しています。

部会長⇒ まちづくり活動支援事業はNPOを対象にしているのですか。

事務局⇒ NPOやボランティアグループを対象とした助成制度です。

部会長⇒ まちづくり協議会に対しては事業助成か。また、基金やNPO活

動を支援するセンターなどがありますか。

事務局⇒ 事業助成です。また、まちづくり基金もセンターもありません。現在、相談に来られた場合は、県や中間支援のNPOへ相談してもらう形をとっています。

部会長⇒ 中間支援のNPOは市内にあるのですか。

事務局⇒ 市内にはありません。小野市に1つと、明石NPOセンターや姫路市のコムサロン21などです。

部会長⇒ 「市政への市民参画・協働」の②-(2)に「市民と行政との協働の事業実施や市民団体への事業委託を推進します」とありますが具体事例はありますか。

事務局⇒ 主には指定管理です。

部会長⇒ コミセンの指定管理はまちづくり協議会ですか。

事務局⇒ まちづくり協議会のところと地区区長会のところの両方があります。

委員⇒ 市民はそういうことについてまったく知らない。

事務局⇒ 情報の共有が一番大きな問題だと思います。

部会長⇒ 情報公開ではだめで、情報共有というのは、当事者団体、利害関係者、第2次第3次に波及すると思われるようなところへは集中的に情報を出さないといけない。それ以外の人は公開請求すればいいんです。本部会として1つ出た意見は、情報共有が本当に徹底されなければ、参画と協働が絵に描いた餅になると危惧していると、市民自治検討部会に言っておいてください。したがって、情報共有の原則はより掘り下げて規定して欲しい。その中で、当事者参加の原則は入れておいた方がいいと思います。また、西脇市の政策がコミュニティ政策として区長会及びまちづくり協議会の組織化を進めていくという方向とNPO型の団体、その双方を支援するというようにきっちりと分けないといけない。

概要版4Pの「市民活動の支援」②市民活動に必要な資金などの確保を支援しますとは、まちづくり協議会もNPOも対象になるように見えます。次に、③市民活動への相談や支援を進めますの(2)はNPOを少し頭出ししています。この部分を行政的に参画協働の仕事を進めていく上でどれだけウイングを広げられるかということになります。

部会長⇒ 自治基本条例がなぜ必要かというのと、団体自治を透明化し、財政運営も明確化させようという団体自治を市民に見える化することが1つの目的です。それと市民自治の強化です。

地方自治体は団体自治と住民自治で成り立っています。（別紙1参照）

団体自治には議会運営と行政運営の2つがあり、行政運営はさらに首長とその他の執行機関に分かれます。

住民自治も2つに分かれ、その1つは団体の直接統制権です。団

体の直接統制権で地方自治法上規定されているのは議会解散請求権、首長の解職請求権で、これをリコールといいます。それからイニシアティブ。自分たちで主導権を握って発議するということです。

住民発議は条例の改廃制定請求権で、1/50以上の有効署名で条例をつくって欲しい、廃止、改正して欲しいということがいえます。もう1つはレファレンダムで地方自治法上規定がありません。これは住民投票です。これらが3大直接統制権といわれています。

自治基本条例上あえて地方自治法に載っているものは入れていません。それを西脇市は規定するかということ。住民投票は既定路線ですね。これは市民自治検討部会の担当ですが、生駒市のように住民投票の規定だけをつくって、細かなことは別途条例で定めるとしておいてもいいです。これが住民自治の一番古典的な団体直接統制権です。

もう1つが自己統治権です。これは地域社会を自分たちで治めるという区長会・自治会、まちづくり協議会などです。この自己統治権がさらに2つに分かれます。古典的なものが地域自己統治で、もう1つは新しく出てきている課題解決型自己統治です。

自治基本条例自体は地方自治法上の仕組みをもう少しわかりやすく市民に示すということと、西脇市独自の追加制度などをもう少し詳しく規定しよう。それから行政運営に関しても自治法よりももう少し厳しいものにしよう。議会に関しても問いかけをするわけですが、議会はそれを受けてよしやろうということはありません。自治基本条例を受けて議会基本条例をつくり、その中に議員倫理規定条例も設ける。公益通報の制度を入れるなどがんばる議会もあります。西脇市の場合はどうですか。

事務局⇒ 議会基本条例はつくる意向をもたれています。

部会長⇒ 我々の部会が行政基本条例の部分で、市民自治検討部会は住民自治基本条例をつくらうとしています。これを合体して自治基本条例という構造です。全体を貫く一般原則、言葉の定義、理念などは総則検討部会が検討しています。

部会長⇒ 参画と協働は住民自治側だけにまかせておいていい話だろうか。つまり、団体自治側がまちづくり協議会の規定をどう考えるかということも課題です。まちづくり協議会に一定の権限・権能を渡すかどうか。その場合、1小学校区や1地域に2つ以上はつukらないと規定しないとイケません。また、公的に認定された1つの小型の政府ぐらいに位置づけないとイケません。そうすると区長会・自治会よりも遥かに責任の重い、しかも権限のある組織になってきます。もう一つが課題解決型自己統治権の発揮であるNPOや個人主義結集型のアソシエーション型の市民団体の応援制度に踏み込むのか。

事務局⇒ 地域版の助成制度はあります。また、課題解決型の新しい制度については現在検討中です。

部会長⇒ 市民活動に対して行政は支援します。そういう書き込みをこちら側からしておいて、市民自治検討部会とすり合わせをすればいい。

自治基本条例がなぜ必要なのかとみんなは言うが、地方自治法は団体直接統制権であるリコール、イニシアティブまでしか書いていません。しかもこの行政運営についても自治法上の運営の原則は最低限のルールです。それより厳しいルールは書いていません。西脇市はそれよりももっと細やかで、血の通った、しかも厳しいルールを適用しますよと踏み込もうというのが自治基本条例では値打ちになります。

部会長⇒ 守山市の例でいくと、参画と協働に関する条例がまた別にできるかもしれません。自治基本条例では、「参画と協働に関する制度は別にこれを条例で定める。」にしてもいいし、参画と協働に関する一定の頭だしを本体条例でしてもいいです。少なくともここにある7項目（審議会等への設置から市民広聴制度まで）は本体条例に書き込んで別にも痛くも痒くもありません。現に西脇市では実施していると思います。問題は市民提案制度です。「市内に活動拠点のある市民公益活動団体等が自ら掲げるテーマや市が定めたテーマについて提案し、または提案した上で市の協力を得ながら自ら実施する制度です」では内容がよく見えません。提案しても行政の都合によって採択されないことが沢山あるという問題が出てきます。それから、行政側が市民と一緒にしませんかと提案することはないのですか。西脇市が頑張っただけかという問題もあります。行政が責任を持たないといけない事業だけれども、市民のみなさんもっと面白いやり方ありませんか。行政だけの力では限界がありますので、市民はもとより企業も含めていい提案があったら出してくださいという事業があると思います。実は行政提案の企画は総合計画審議会に市民公募で入ってもらい、各種の計画をつくる時にも市民には入ってもらい、タウンミーティングやパブリックコメントをするなどたくさん実施しています。（別紙2参照）

行政提案型の事業は最近少しずつ増えてきました。行政提案の民間事業はありえません。行政が民間責任でこれこれしてくださいと提案することはまずありません。

反対に民間が提案する行政事業がだんだん増えてきています。民間が提案する民間公益事業は、NPO支援やまちづくり協議会の活動支援事業です。図右半分は助成事業で、出されるお金は補助金になります。

図左半分は委託料です。最終責任は行政が負います。行政責任における行政提案事業は結構実施しています。パブリックコメントやおでかけトーク、地域懇談会などは行政提案型の行政事業です。

行政提案の行政事業は、最近具体例がだんだん出てきました。例えば、救急車をタクシー代わりに使う市民が多くて困るので、そう

しないような啓発方法やシステムを具体的にどうつくったらいいのか。個別事業のアイデアを出してください。これも実は企画かもしれないが、個別の施策に関するアイデアを欲しい、広報紙にNPO、まちづくり協議会の活動などの掲載を市民企画委員会に全部任せる。これも行政提案の市民の参画する行政責任事業です。

一番典型的なのが民間提案の行政責任事例が発見されることが沢山あります。神戸市の事例で、フィリピン系の女性たち(約500人)に母子手帳が出されており、他にもいろんな連絡文書が行っていますが、それが全部英語付きなんです。フィリピン人で高卒程度の人ではタガログ語でないと解りません。それを見かねたフィリピン女性を支援する市民の会が、民間提案民間責任事業でタガログ語版の母子手帳や生活ガイドブックの解説書をつくってあげたいと助成金の申請をされ承認したんですが、これはよく考えると行政責任です。相手が少数だからという理由でスポイルしただけです。これは国際人権条約違反です。これは助成金ではなく委託料です。そういう問題や障がい者、高齢者、子どもの問題、刑務所出所者などたくさんの少数者問題がここから提案されてこなければ、行政は気がつかないことが大変多いです。そういう意味で地域コミュニティ団体よりもNPO団体が隙間を埋めてくれることが多いです。そのような活動もここにはあるという風に考えると、参画と協働の中の市民提案や行政提案はもっとたくさんあっていいのではないかと思います。

部会長⇒ 団体自治に対して、市民が参画と協働しますという話ばかりで、住民自治に対して行政が参画と協働するにはどういう制度があるかというのが抜けているくらいがあります。その辺をどう埋めるかという議論をしたらどうですか。

委員⇒ 現在のところNPO等の団体に対する支援若しくはそういう組織化については、西脇市は遅れています。もっと市全体として、いろんな団体に対する支援の方向性を打ち出していけないといけない。

委員⇒ 地区に対する支援とNPOに対する支援の両方が市にとって大切なんですよというメッセージが今のところあまり伝わっていない。

委員⇒ 市は地域づくりをやれやれと言うだけではなく、市はどんな地域をつくりたいのか、10年、20年と将来に向けた地域づくりを行政としてやってほしい。そのためには各地域に将来的には仕掛けづくりをする人として市の職員を配置すべきだと思う。また、地域づくりというとイベントを打つことばかりになってしまっています。

部会長⇒ まちづくり協議会の位置付けをより明確化せざるを得ないと当方は問題意識を持ったと市民自治検討部会に問題提起しておいてください。

区長会・自治会はどういう位置付けになっているのかもう一度精査する必要があります。委嘱状は出ていますか。

事務局⇒ 出ていません。

部会長⇒ そうすると非常勤特別職でもなく任意の組織です。

分野別の活動をほとんど全て実施しているという大昔の自治会なら改めてまちづくり協議会をつくる必要はありません。そのまま頑張ってもらえばいい。自治会の加入率が高くても防犯は防犯協議会、消防は消防分団、PTAは別、文化・公民館活動委員会も別となると総合性はなくなります。区長会・自治会の活動は何をしているのかというと、私のまちの場合は、大きく分けて3つです。お葬式の世話。行政からの回覧版の下請け流し、時には日赤奉仕団や共同募金会に化けお金を集める。後は春・秋のレクリエーションだけです。

〇〇自治会子ども会、〇〇自治会老人会、〇〇自治会婦人部などになっているところはまだ強いです。弱くなってくるとみんな別々になってしまいます。

自治会から補助金をもらうような状態になっていたら、もう一度みんなで円卓会議をして、総ぐるみでまちを支えるために各団体個別の問題意識や困っていることを出し合い、助け合わないとこれ以上人材はつくれません。次々潰れていくと思います。

一番肝心な自治会も後継者が出てこず、あと10年もすれば維持できない自治会が出てきます。市民にも行政にもその危機感がありますか。自治会ばかりに負担をかけて、次々とリーダーを潰していている今のやり方でいいのか。だからまちづくり協議会なんだというのなら、まちづくり協議会にたくさんのリーダーを結集して、地域再生のための強み、弱み、チャンス、脅威の全てを分析して、これから5年・10年後はこうしよう。役員選出の仕方もこうしよう。区長会長は各地域（連絡体制、人間関係）を押さえてください。地域福祉の人は保健福祉部会の専門的な仕事をしっかり把握しましょう。安全防災部会は消防団と一緒に警察にも入ってもらいましょう。という風にみんなつくり直さないといけません。そこで一番大事なことは、まちづくり協議会に警察などが入っていないことです。警察、郵便局を入れずにまちの安全は守れません。消防団は入っていますか。

事務局⇒ 入っています。

部会長⇒ それなら大丈夫です。一人暮らしのお年寄りが孤立していたり、家の中で倒れているかもしれないのをどうやってチェックするのですか。

委員⇒ 民生委員です。

部会長⇒ 民生委員だけでは無理です。30人も40人も朝から晩まで家をまわっていないといけない。新聞配達、郵便配達、あるいは牛乳配達の際に、「あれ何日も溜まっているぞ！」と通報してもらうシステムの方が早いです。防災における弱い人たちを誰が助けるのかということをお早急にやらないといけない。それがまちづくり協議会の仕事です。レクリエーションばかりに走っている状況ではありません。

委員⇒ 市からまちづくり協議会にもっとそういうところに取り組んでも

raitai to hoshikakenai to ikenai no de wa nai ka.

部会長⇒ ここではまちづくり協議会をしっかりと組織として認定する方向に行くべきではないかという意見が出てきました。この場合、自治会とまちづくり協議会の違いは、まちづくり協議会は条例上認定した公的団体になるということです。認定された限りは、民主的に運営されないといけないし、役員を選出方法も行政側で準則をつくって、その準則を最低限守ってもらう。そして、総会、評議委員会、理事会の三層構成などにする。選出区分については、例えば、防犯協議会から1名、消防団から1名など指定枠をつくってもいいです。ただし、そのうち2割から3割は一般公募や立候補を認めるようにしてもいいと思います。そうするとNPOも参加できます。少数者の参加もできる、人権団体ははずせない、将来法人格をとりましょうなど、そういうルールを入れておけばいいと思います。

それなら自治会はどうなるのかとみんな怒りますが、自治会以外には地域を掌握できないので、自治会長がまちづくり協議会の中の地域担当理事になればいい。しかし、高齢者問題や障害者問題、人権問題など地域社会で大きな問題が起こった時、自治会長はそういうトレーニングをしていないので太刀打ちできません。自治会の役割は世代交代や他所から来られた人を仲間にするなどの面識関係をつくることです。そういう意味ではイベントや催しをするのは大変大事です。そうしないと人は出てこないからです。

総合的な課題に太刀打ちできる地域の全団体の代表者が小学校単位で集まるような連合円卓会議を形成して、課題を出し合い、弱みと強みを交換し合って助け合うシステムをつくる。その次に将来の10年計画をつくる。それが地域づくり計画です。地域計画が出来上がったなら市で計画の精度を審査してOKができれば、総合計画審議会にも地域計画を出して、二層別計画として承認する。承認された地域計画の中身は優先的に実現されていきますが、計画が承認されない限りいつまでたっても後回しになります。というぐらいにすれば地域は真剣になります。これが二層別総合計画の本来のあるべき姿です。それをつくれるのはまちづくり協議会しかありませんということに認定すればいい。さらに協議体がうまく完成してきたら、今度は指定管理団体になることも認める。事業委託を受けることも認める。どんどんと事業主体となって将来法人格をもってください。

そうすれば新しい時代の自治会ができる。まちづくり協議会は誰もが公選ですが、団体のリーダーは指定枠で理事になってもらう。そういうルールにしていく。なぜかという、団体自体が民主的につくられている団体だからです。法律上の団体は民生委員と消防団ぐらいです。だから条例上任意の団体もひっくるめて団体市民として扱って、1つの協議体をつくりましょうということです。

委員⇒ 今のまちづくり協議会は成り立ちがぜんぜん違っていたり、組織形態もバラバラで大変です。大変だが将来自治会組織そのものがだ

んだん崩壊に近づいていくので、そういう方向にいかないと仕方がないと思います。

部会長⇒ 再構築しないとイケない。まちづくり協議会のエンジン部分は絶対自治会です。ところが自治会だけで地域社会が動くかというところエンジンだけでは車は動かない。その部分をもう一度集合させて元へ戻そうという話ですが、前よりも権限・権利の強い団体にするということです。したがって極端な話、99.9%の加入率を誇っている自治会は、まちづくり協議会に衣替えすれば交付金だけでやっていけるから会費がいらなくなるようになります。反対に加入率60%のところでは、相変わらず自治会が頑張らないとイケない。その代わり自治会に入っている人にはこんな得がありますよというのを出品しないとイケない。そうでないとまちづくり協議会があるから自治会には入らないという人が出てきます。差別化が必要です。

部会長⇒ 先ほど行政の人が来ていろいろアドバイスするなりコーディネートするなりしてもらわないと、という意見がありましたが、やはりまちづくり協議会やNPOに対するアドバイス、あるいはコーディネート、ファシリテイトという仕事が必要です。地域担当職員制度の導入です。佐用町では課長級以下は全員併任で地域担当です。課長が必ずどこかの地域担当のリーダーです。そういう風にすると職員はものすごくオーバーワークになるという言い方をされますが、毎週何曜日の午後からは地域の仕事に行くんだと地域担当チームが決めればいいんです。また、神戸市などの人材豊富なところでは、専任の地域担当主査を置いています。

それから行政職員の心がけとして、「職員の責務」の中で、職員は法令執行に当たっては適正を期することや自己研鑽に努めなければならないなどの最後の所に、職員も自ら市民であるということを感じ、地域活動や市民活動に参画するように努めなければならない。という1項が入ってきています。これは職員自身も地元のまちづくり協議会の活動に関わりましょうとか、まちづくり協議会に代わってNPO活動をしていますということが奨励されます。これが行政側の参画協働です。プラス行政の支援制度です。職員自身も地域に入り、公的にも支援する。私的にも市民として生きていく。市民側も行政運営の関わりに当たっては、行政経営者としてのトレーニングを社会教育、生涯学習の中で実施していかないとイケません。文句言いがかりが集まって、もっと職員減らせ、もっと給料減らせ、もっと仕事しろ。これしか言わない市民が出てきます。それでは困ります。したがって、一般公募市民として参画しようと思っている市民を対象とした啓発講座やワークショップの仕方など会議の討論や熟議の持ち方を共同研究・勉強する仕組みがいるのではないかと。ここで我々が議論するのは、行政側が自己統治権発動の住民自治に対してどういう参画協働ができるかということを考えないとイケま

せん。また、制度的にどれぐらい精密化させるかですが、書き方としては、市民による行政への提案制度なども書いていいと思います。ただ市民公益活動への助成金の提案というのは、市民提案市民責任で、いわゆる市民公益活動助成金申請なので別の活動にしておいて、行政への提案制度を市民責任の提案、行政責任の提案。それから行政側からの提案制度というように、相互に提案できる制度を書き込んだらどうかという気がします。書き方は簡単でいいと思います。「参画協働に関しては別にこれを制度として定める。」という書き方でもいいですし、解説書の中でこれだけたくさんありますよと並べてもいいです。

もう一度元に戻りますと審議会等の設置、市民ワークショップ、パブリックコメント、市民アンケート、市民説明会、市民意見調査制度、市民広聴制度、これら全部は行政責任事業に対する市民からの参画制度です。今度は行政側からの住民自治への参画制度をどう開発するか。それを意識しておいた方が深みのある条例になると思います。

市民公益活動といった場合に、コミュニティ型の支援とアソシエーション型の支援の2つがあります。条文を起こす時には2つを匂わせたらいい。条例第何条に定めるまちづくり協議会への支援及びその他の市民公益活動への助成金であれば、コミュニティ型とNPO型の2つがあると思ってもらえます。

部会長⇒ 市民自治検討部会の議論はどこまでいっていますか。

事務局⇒ まだ成文にはまったくありません。まちづくり協議会の話をする中で、現状では、伊賀市型のきっちりとした規定の仕方はしにくいのではないかと相川部会長とは話をしています。また、情報についても情報共有は必要というところまであまり掘り下げていません。あとは市民の役割・責務の部分と事業者の役割と責務について検討し、住民投票条例の話を進めていく予定です。

部会長⇒ まちづくり協議会に関する条文を起こすときにどこまで書き込むかですが、最低限条例認定団体にしないといけないと思います。

まちづくり協議会の単位は学区単位ですか。公民館単位ですか。

事務局⇒ 行政区と言えればいいのか、元は昭和の合併前の旧村単位に近いです。

部会長⇒ 書き方としたら市長が別に定める地域ごとに一のまちづくり協議会をつくることのできる。それは今言った昭和の旧村大字単位の地区を表にして入れればいい。

事務局⇒ だいたい大字別でこの地区に入るものという書き方を、別の条例でもしているものがあります。

部会長⇒ それをそのまま援用したらいいと思います。2つ以上はつくれませんという原則は守らないといけない。

事務局⇒ 同じ地区の中に2つあるところがあります。地区でもともとあつ

たまちづくり委員会と市が各地区にまちづくり計画の策定を依頼し、その実践組織としてできた協議会とが今も両方ある地区があります。

部会長⇒ 二重並立はどちらが偉いのかということになり、将来絶対にうまくいきません。まちづくり協議会という言葉で条例認定団体として使うからややこしくなるのであって、地域自治協議会、住民自治協議会など違う名前にすればいい。今のまちづくり協議会とはまた違うと思ってもらえたらいい。ただし、それには認定条件があります。1つの地域に1つしかできません。最低限これだけの団体が合同しなければ駄目です。その中に区長や自治会長がしっかりと位置づけられていないと駄目です。

他にも例えば、婦人会、老人会、防犯委員会、防災委員会、リサイクル委員会が入っていないと駄目だとか。8つほどの指定団体があってその中の最低6団体以上が入っていないと認めない。その中に自治会が入っている。

認定団体になると、事務交付金が例えば、人口何万人の場合は60万円という風に貰えます。それから活動交付金も地方交付税交付金のように人口別面積別に貰えます。その代わり構成団体への個別の補助金は一切打ち切りです。

事務局⇒ 個別の補助金を全部無くして、いわゆる一括交付金ですね。

部会長⇒ だから出たくもない広報紙を出して苦しい思いをしなくてもいい団体も出てきます。補助金だと返さないといけませんが、交付金だと使わなければ貯蓄して残すことができます。

事務局⇒ そういう話をそれぞれの団体に理解していただくのにどれだけの時間を要するか。

委員⇒ 参画と協働という言葉で、市民に対して市政をはじめいろんなことに参加しましょうと何回言ってもなかなか難しい。一番感じるのは、市の職員も市民の中に入ってきていると、それによって我々ももっとやろうという参画につながるのではないか。

部会長⇒ 自治基本条例でまちづくり協議会を位置づけることは必要ですが、位置づけた途端にその議論は火を噴くと思います。その時に委員も一緒になって説明にいかないといけないと思います。平地に乱を起す話ではなく、パワーアップしていけばいいわけです。

まだ、1・2の事業を実施していだけで精一杯という団体でもいいんです。そういう団体にはそれに応じた対応をさせていただきます。

それがうまくいけば次は地域計画をつくってください。安全、防災から始まって福祉、教育、保健、文化、環境と全部網羅した計画づくり。地域でできること、行政にやってもらうこと、地域と行政で協力しあうことの3つに事業分類して計画をつくります。これが認定計画になれば行政はその部分については優先的に応援します。助成金や契約金が入ってくるような、指定管理団体にもなれますし、場合によっては公園の管理もしますという事業主体になってくださ

い。これは第3ステップです。そうすると小さな政府です。事務局職員も自分たちで雇います。

委員⇒ そういうきっちりと組織化された団体なら参加したいと思います。また、例えば、その中に子ども会が入っていて、それが参画と協働につながると普段思っている人はいないと思いますが、それが明確化されることによって私も参画していると思えることが大きいと思います。

部会長⇒ 自治会とまちづくり協議会の違いは、自治会は原理が□（四角）なんです。まちづくり協議会は○△□なんです。

○は時計で24時間で全ての分野という意味です。人間を取り巻く課題である安全、防犯、防災、保健、福祉、医療、教育、文化、環境という生活課題の全ての分野、24時間が○なんです。△というのは、人口ピラミッドで、左側半分が女性で右側半分は男性です。人口ピラミッド全部がまちづくり協議会の会員なんです。0歳の子どもからおじいちゃんおばあちゃんまでみんなが会員です。□というのは地域の細やかな、例えば、何丁目何番地の何町内会などです。面的代表性を自治会が担保しています。

したがって、課題別分野別の代表性、世代別性別の代表性、面的代表性、この3つを担保したのがまちづくり協議会です。自治会は面的代表性だけは残っていますが、課題別代表性、世代別代表性をどんどん失っていっています。

総合性があったのは戦前までです。それを戦前のような暗い雰囲気での相互監視ではなく、透明性と民主制を担保しながら、もう一度再構築しようというのがまちづくり協議会だと思います。ただし完全に個人主義・民主主義型に近代的都市型社会的発想でやるとうまくいきません。団体主義という概念を入れないと成り立ちません。個人で好きな者が集まって好きなようにまちづくりをやればよいということになると、自治会とまちづくり協議会とではどちらが偉いのかということになり、自治会は怒ります。だから入ってもらわないといけません。また、入りたい団体はみんな入れます。いつも言うのは○△□の代表性原理が担保されないとまちづくり協議会は動きません。

事務局⇒ 多分だいぶ労力がいらいます。

部会長⇒ だからまちづくり協議会そのものを認めながらも、同じまちづくり協議会を認定するのではないとすればいい。例えば、住民自治協議会に名前を変えればいい。そこへステップアップしてもらうために、変身してもらわないといけません。今のまま認定してくれでは駄目だと思います。少しハードルは高いけれども再出発しましょうということにしないとはいけません。

それは行政が力を出さないとできません。そうするとやはり地域担当職員、職員の市民になろう運動や職員もまちづくり協議会の役

員を引き受けようなどの運動を起こさないといけません。条文構成上はそこまで書かなくてもいいが、職員のところで、職員も市民として生きるということが奨励されるべきだという条項を入れます。

委員⇒ 市長たちに危機感がどこまであるかです。

部会長⇒ レクリエーションは絶対に大事です。レクリエーションがなければ人は来ません。レクリエーションで新しい付き合いがはじまりますし、次に新しく入ってこられた人と顔見知りになり、面識関係の再生産につながります。レクリエーションはすべての人的支援の培養につながっていきます。

NPOへの支援制度も参画と協働の仕組みを条項として起こして、地域市民活動団体と市民公益活動団体という風に分け、それぞれへの支援を行う。これについては別に定めるとすればいい。

団体自治側の住民自治への参画と協働は支援制度及び職員の市民社会への参画ということでは言えるのではないか。

部会長⇒ まちづくり協議会なり自治協議会でやるべき仕事は、安全・安心なんです。（別紙3参照）防犯機能がしっかりと発達していて、防災的なネットワークもできているまちをまずつくりたいと、いくらまちづくりと言っている間にも、あつという間に吹き飛びます。

その次に、みんなが衣食住に不自由しないこと。特に子ども、高齢者、障がい者、在住外国人などの人たちの衣食住。誰もが穏やかに暮らせる仕組みをつくりたいといけません。

その次が、友達です。知り合いが増えていく。コミュニケーションです。

その次は、学ぶ。遊ぶ。美しさです。

そうするとはオンリーワンのまちになります。つまり住んでいるところに誇りができます。場合によってはブランドになります。順番は図の下からいきます。

安全でないまち、犯罪がぜんぜん減らないまち、災害にも弱いまちは、まちづくり協議会をつくらせている意味がありませんし、区長会・自治会が存在する意味もありません。まずはここから点検してください。その次に、例えば、車に乗っている人でないと食料を買いにいけないようなまちなら困ります。野中の一軒家に住んでいて誰も見回りにきてくれないまちをつくってもしょうがありません。衣食住が足りた安心して暮らせるまちにする。いわゆるユニバーサルデザインのまちです。人権のまちと言ってもいいです。弱者に配慮するまちです。

次に、コミュニケーションによりどんどん活性化していき、特産品が生まれる、ニュービジネスを起こそうなどというような経済活動にまで結びつきます。

その基盤ができるとみんながやっというろんな面白いことを研究し始めます。本気になって勉強し始めたり、遊び始めるなど楽しみが

できます。そうすると花いっぱいのみちやゴミが1つもないまちというように美しいまちになっていきます。まちのデザインまでよくなっていきます。ゆとりと厳しさが出てくると思います。

これら全部を貫く共通原則が、コミュニケーション密度を高めるということです。つまり、一人当たりの知り合い人数を増やす運動をしないといけません。例えば、まちで出会ったら挨拶する人数を平均10人から、5年後には20人にするなどです。あいさつ運動だけでまちは変わります。そういうことをまちづくり協議会の活動目標とするということです。

図を見れば、さっき言った防災、防犯、教育、文化、保健、福祉全部入っています。衣食住にあたるのが保健・福祉・医療です。安心して住めるということです。

団体自治では、行政運営の原則としていろいろ書かれていますが、行政が自分で自分を律するルールもありますし、もう1つは住民から要求するあるいは参加できるという統制権の発揮のメニューをたくさん増やします。

(3) 今後の予定

当初部会を4回としていましたが、第5回まで部会を増やしたい。

次回は10月25日（月）午後7時からに決定

(4) その他

部会長⇒ 次回は原案を出してもらえますか。

事務局⇒ 細かい議論をしていない部分もありますが、全体を固めていきたいと思えます。

部会長⇒ 参画と協働のまちづくりの指針は前市長の時にできているんですね。

事務局⇒ 合併前です。その後、検証も進行管理もしていない状態ですので、自治基本条例の施行と併せて見直しをしていきたいと思っています。

部会長⇒ 概要版では、現在でも実現できていないことがたくさん並んでいますが、全面改訂しなくても部分改訂でいいんじゃないか。

部会長⇒ 委任規定に関しては条例委任にするのか規則委任にするのか、あるいは要綱的なものでいくのかも判断がいろいろあります。それも法規の担当と相談して判断されたいと思います。参画と協働に関しては、参画と協働推進条例をつくる必要はないと思います。ここでかなり書き込んだ方がいいんじゃないか。住民投票に関してはやると決めたら住民投票条例がいろいろありますよ。

事務局⇒ 常設にするかどうかというのがあります。

部会長⇒ ここで常設型のものを書き込むとかなり大変ですよ。

事務局⇒ それは無理だと思いますので、常設型なら別条例で別途検討になると思えます。

部会長⇒ 外国人住民や18歳も入れたらいいと気楽にいわれるが、選挙人名簿をつくらないといけないのもものすごく大変です。それに、この人本当に4月1日付けでいるのか。あるいは、投票日現在でいるのかなど

を審査しないといけません。

外国人の要件化で、一時滞在は駄目で、登録外国人じゃないといけない。北朝鮮と韓国とで法律の適用は違うし、両方とも合わせていうような表現はないのか。定住外国人と永住外国人という風にいろいろと難しい問題が出てきます。それをクリアしないといけないし、18歳以上というのは実際拾い出すのは難しいです。また、1回実施すると職員の時間外手当を抜きにして、人口10万都市で最低3千万円かかります。